

佐賀県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	小城市牛津町柿樋瀬字柿一角五三九番一地从先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿三角七三〇番一地从先まで	平成二三・七・二〇